

脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO₂ 化加速事業（SHIFT 事業）の
支援機関公募要領

令和 8 年 2 月 9 日
支援機関窓口：一般財団法人省エネルギーセンター

環境省で実施予定の「脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO₂ 化加速事業（SHIFT 事業：Support for High-efficiency Installations for Facilities with Targets）」において、事業者を支援する機関の募集を行います。

目次

1. 応募にあたっての留意事項.....	2
2. 脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO ₂ 化加速事業の目的	2
3. 支援機関に求められる役割.....	3
4. 支援機関の公募.....	4
5. 問い合わせ先.....	10
別紙 1：個人情報の取り扱いについて	
別紙 2：暴力団排除に関する誓約事項	
別紙 3：応募申請書類の留意点	

1. 応募にあたっての留意事項

応募にあたっては、本公募要領に記載されている内容を十分にご確認ください。

応募申請書類の作成にあたっては、以下の①～⑥に留意してください。

- ①応募申請書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載しなかった機関の応募は無効とします。
- ②応募申請書類の作成と送付に要する費用は応募機関の負担とします。
- ③提出された応募申請書類は返却いたしません。必ず写しを保管してください。
- ④応募申請書類に記載された情報のうち、「支援機関リストに公開」とした情報は支援機関リストとして公開します。
- ⑤提出された応募申請書類は、採択判断に必要な範囲において、複製を作成する場合があります。
- ⑥応募申請書類の提出後、補足資料の提出を求める場合があります。その場合、遅滞なく当該資料を提出してください。

2. 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO₂化加速事業の目的

我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために策定された「地球温暖化対策計画」では、我が国の中期目標として、2030年度において産業部門では38%、業務部門では51%のエネルギー起源CO₂を削減すること等を通じ、温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指すとされています。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくと記されています。

この実現のためには電力の排出係数改善とともに、工場や業務用ビル等の既存設備におけるエネルギー消費効率の改善を行っていくことが重要です。また、できる限り費用対効果と効率を高めるためには、単に設備導入を行うのではなく、運用管理体制の構築や強化等により削減対策をさらに進めていくことが不可欠です。

このため、環境省は、一定以上のCO₂削減を短期に達成する「CO₂削減計画」を策定した企業の設備導入等に対し補助を行う「脱炭素技術等による工場・事業場の省CO₂化加速事業（SHIFT事業）」（以下「SHIFT事業」という。）を実施します。

3. 支援機関に求められる役割

支援機関は、事業者の工場・事業場の脱炭素化を技術面からサポートする専門機関です。CO₂削減に向けた診断から削減対策の計画策定、対策実行まで脱炭素化を全面的に支援していただきます。SHIFT事業以外にもサポートを必要とする事業者に向けて紹介されることがあります。

3.1 SHIFT 事業での役割

SHIFT事業は、DXシステムを用いた中小企業等による工場・事業場でのCO₂削減計画の策定・実行を支援する「DX型CO₂削減対策実行支援事業」（以下「DX削減実行事業」という）と、CO₂削減計画に基づく設備導入を支援する「省CO₂型システムへの改修支援事業」（以下「システム改修事業」という）から構成されます。支援機関の皆様には、SHIFT事業の公募要領に則って支援を行っていただきます。具体的な支援の内容・留意事項については、後日公開される補助事業の公募要領をご参照ください。

＜DX 削減実行事業における支援機関の役割の例＞

○CO₂ 削減余地診断の実施

支援対象工場・事業場におけるCO₂削減対策や省エネルギー等への取り組み実績・計画、各設備の稼動状況やエネルギー使用量、CO₂排出量等に関連する情報やデータを収集し、エネルギーフロー図等を作成しながら現状を把握します。エネルギー使用量が多いポイントなどに対して、DXシステムを設置し、稼働状況を計測します。結果を分析し、削減対策の検討・提案を行います。

○実施計画の策定・実行支援

CO₂削減余地診断の結果を踏まえて、対策を実施する場合のCO₂削減量、CO₂削減対策の着手時期、着手開始時期から完了時期の間に对策を具体的に進めるための実施方法、投資回収計画、実施体制（推進責任者、推進担当者、推進体制）等を整理し、支援対象工場・事業場のCO₂排出量を中長期的に削減するための実施計画を作成します。また、運用改善などの即座に対応可能な対策の実行を支援します。

＜システム改修事業における支援機関の役割の例＞

○システム改修事業への申請支援

CO₂削減余地診断の結果を踏まえて支援機関により策定された実施計画に沿って、あるいは事業者自ら計画したシステム更新の実行等に対して、システム改修事業への申請を支援します。支援対象工場・事業場における基準年度の活動量、CO₂排出量を算定するCO₂排出量計算書や、事業の概要や導入前後比較図、対策個票等をまとめたCO₂削減計画書を作成します。また、必要に応じて更新設備の導入後の効果確認や、実績報告の支援を行います。

4. 支援機関の公募

SHIFT事業の支援機関窓口は、SHIFT事業の支援等を行う法人等を募集します。

4.1 支援機関の公募に関わる主なスケジュール

支援機関窓口が支援機関として登録を希望する法人等を公募し、採択結果を通知します。

公募から採択、支援機関リスト公開までの主要スケジュールを表6.1に示します。

表 6.1 支援機関の公募から採択、支援機関リスト公開までの主要スケジュール

項目	日程
公募期間	2月9日（月）～3月2日（月）
公募説明会（Web開催）	2月13日（金）
採択通知（電子メールで通知）	3月18日（水）
支援機関リスト公開	3月19日（木）

4.2 応募・登録

支援機関として登録を希望するすべての機関は、応募申請が必要となります。

4.2.1 応募申請

応募申請書（別紙を含む）に必要事項を記入の上、必要な添付資料（以下合わせて「応募申請書類」という）とともに、支援機関窓口に提出してください。

支援機関窓口が応募申請書類の内容（資格・経験要件および財務状況等）を審査し、適正な支援機関を採択して登録します。なお、登録されても、支援対象工場・事業場の割り当てが保証される訳ではないことに留意してください。

4.2.2 副支援機関の登録

支援機関は、他の支援機関または応募時に登録申請した副支援機関とともに支援等を実施することができます。ただし、支援等の実施段階で事業者との合意が必要です。

副支援機関も「4.4.2 登録要件」に記載の資格保有者の所属が要件であり、応募申請書類の提出が必要です。副支援機関を登録する場合には、それに関する応募申請書類を支援機関となる法人等が取りまとめて支援機関窓口へ提出してください。

また、支援機関登録後に、副支援機関の追加登録等を行う場合は、4.8 登録内容の変更をご確認ください。

計測、データ分析、対策提案等の中で必要となる単純作業の一部を、外部の組織に委託する場合は外注とみなし、支援機関が監督責任を負うものとします。計測、データ分析、対策提案等のうち、支援の質に関わる部分を実施できるのは、支援機関および副支援機関に限定されます。

4.2.3 DX削減実行事業への対応

DX削減実行事業に対応する支援機関としての登録を希望する法人等は、応募申請書の様式1別紙1において、対応の可否を回答してください。

DX削減実行事業に対応可能な法人等において、DXシステム（EMS等）の導入実績がある場合は、導入したDXシステムの概要を示す資料（パンフレット等）を提出してください。

なお、後日公開される補助事業の公募要領に照らして、DX削減実行事業への対応の可否を変更したい場合には、隨時、支援機関窓口に申請してください。その際、公開済みの支援機関リストの改訂には時間を要する点を、予めご了承ください。

4.2.4 支援機関リストの公開

採択された支援機関名と対応可能な範囲等は「支援機関リスト」に記載し、環境省のWebサイト等に掲載します。

4.3 支援機関の責務と登録要件

支援機関として登録を希望する法人等は、下記要件を満たしている必要があります。

4.3.1 責務

支援機関として登録を希望する法人等は、下記の責務を全うする必要があります。

- (1) 支援責任者として「4.4.2 登録要件」を満たした社員等を配置する。
- (2) 支援責任者が公募要領に則った支援を行うように管理する。

4.3.2 登録要件

支援機関として登録を希望する法人等は、次の(1)の要件を満たしている必要があります。また、DX削減実行事業に対応する支援機関としての登録を希望する法人等は、(1)に加え、(2)の要件を満たしている必要があります。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がなされていないもの、または民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていないものでないこと。かつ、直近2期の決算において、連續の債務超過（貸借対照表の「純資産」が2期連続でマイナス）がなく、適切な資金の管理体制および処理能力を有すること。

※設立後2年が経過していない法人等は、支援機関として登録できません。

- (2) DX削減実行事業を実施する上で、必要なDXシステムの導入および活用の支援ができること。
 - ・活動量（エネルギー使用量）およびCO₂削減対策を提案するために必要なデータを計測できること。

※実施要件や実施内容の詳細については、後日公開の事業者向け補助事業の公募要領をご確認ください。

4.4 支援責任者の責務と登録要件

支援機関として登録するためには、下記要件を満たす支援責任者を登録する必要があります。

4.4.1 責務

支援責任者には、下記の事項(1)～(3)を実施していただきます。

- (1) 「補助事業の公募要領」に則った支援を行う。
- (2) 担当する支援対象工場・事業場の支援について事業実施計画を作成し、遅延等のスケジュール変更が発生しないように、計画した日程に沿った支援を行い、報告会等のスケジュールを調整し管理する。
- (3) 支援対象工場・事業場の生産工程、使用している設備や機器等の仕様や稼働状況を確認するため、現地踏査を実施する。

4.4.2 登録要件

支援責任者は、下記(1)(2)の要件を満たしている必要があります。

- (1) 【資格要件】 (ア)～(ク)の資格のいずれかを所持していること。
 - (ア) エネルギー管理士 (旧資格にあっては熱または電気の資格保持者)
 - (イ) 一級建築士
 - (ウ) 建築設備士
 - (エ) 技術士 (建設、電気電子、機械、衛生工学、環境)
 - (オ) 第1、2、3種電気主任技術者
 - (カ) エネルギー診断プロフェッショナル (ビル実践を含む)
 - (キ) ビル省エネ診断技術者
 - (ク) 第一種エコチューニング技術者 (第二種は含まない)
- (2) 【経験要件】下記の要件を満たしていること。

過去5年間において、DX削減実行事業、システム改修事業、CO₂削減計画策定支援（以下「計画策定支援」という）、グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO₂削減比例型設備導入支援事業（以下「GR事業」という）の診断事業の診断員としての経験、または事業所のエネルギーの使用状況を調査・分析し、その合理化に資する措置を提案する事業やESCO事業等を行った経験が3件以上あることが必要です。

（過去5年間で上記の経験が3件に満たない場合、令和2年度のCO₂削減ポテンシャル診断事業について報告していただければ、認められる可能性があります。）

なお、経験要件の確認において、計画策定支援、GR事業の診断事業およびCO₂削減ポテンシャル診断事業で作成した報告書の提出は不要です。採択番号・受診事業者名・受診事業所名・実施年度・事業所のCO₂排出量を記載してください。DX削減実行事業、システム改修事業、類似診断事業やESCO事業で作成した報告書は提出していただきます。これらの報告書は以下の①～④を満たし、詳細に記載されていることが必要です。

- ①受診事業所を総合的に診断して対策を提案していること。
- ②対策提案の効果計算は受診工場・事業場の実態を把握した上で論理的であり、後で再検証できる内容であること。
- ③削減効果の計算根拠が明確であること。
- ④対策提案の効果が、エネルギー使用量または原油換算使用量の削減、またはCO₂削減量の数値で示されていること。

注：DX削減実行事業、システム改修事業、類似診断事業やESCO事業で作成した報告書の内容において、省エネ・CO₂削減量の算定根拠が不明瞭なもの、削減効果が期待できないもの、記載不備の多々あるもの等、不十分な診断内容であると判断される場合は登録できません。

4.4.3 支援責任者の追加登録

支援機関登録後も、「4.4.2 登録要件」を満たす者を支援責任者として追加登録できます。追加登録の方法は4.8 登録内容の変更をご確認ください。

4.5 登録の停止・解除等

- (1) 支援機関の登録後に支援機関の都合により登録を解除する場合は、支援機関窓口に連絡してください。なお、解除後の同年度内の再登録は行えません。また、公開済みの支援機関リストの改訂には時間を要する点を、予めご了承ください。
- (2) 「応募申請書類」の内容に虚偽等が発覚した場合、「4.3 支援機関の責務と登録要件」を満たしていないと判断された場合等は、支援機関の登録を解除することがあります。
- (3) DX削減実行事業において、CO₂削減量の算定根拠が不明瞭で正しく実施の可否判断ができる提案が全くないもの、削減効果が期待できないもの、記載不備が多々あるもの等、不十分な支援内容と判断された場合や、支援責任者が「4.4.1 責務」を全うしないと判断された場合等は、翌年度以降の支援機関としての登録ができなくなる可能性があります。
- (4) 支援機関窓口からの問い合わせ等へ期限内に適切な対応をいただけない場合は、対応が行われるまで一時的に登録の停止を行うことがあります。
- (5) 登録を停止された支援機関が引き続き適切な対応を行わない場合は、登録を解除することがあります。

4.6 応募の方法

本公募要領に記載されている内容を十分にご理解いただいた上で、応募してください。

その際、別紙1「個人情報の取り扱いについて」、別紙2「暴力団排除に関する誓約事項」を事前にご確認いただき、同意の上で応募してください。

また、別紙3「応募申請書類の留意点」も併せてご確認ください。

4.6.1 提出書類

支援機関窓口の Web サイト (<https://www.eccj.or.jp/shift07/index.html>) から、応募申請書の様式 (https://www.eccj.or.jp/shift08/R8shienkikan_youshiki.xlsx) をダウンロードして必要事項を記入し、添付資料とともに提出してください。

副支援機関を登録する場合は、副支援機関の登録に必要な書類を、主たる支援機関となる法人が取りまとめ、一緒に提出してください（複数の副支援機関を登録できます）。なお、すべての提出書類で押印は不要です。

4.6.2 公募期間

公募期間は、下記の日程です。

2月9日（月）～3月2日（月） 17時必着

4.6.3 公募説明会

公募についての説明会を2月13日（金）に開催します。説明会の情報は支援機関窓口の Web サイト (<https://www.eccj.or.jp/shift07/index.html>) に掲載します。

4.6.4 提出方法と提出先

- (1) 応募申請書類は、原則として電子データを電子メールに添付して、公募期間中に下記提出先に送付してください（紙資料の提出は不要です）。
- (2) 秘密保持のためパスワードを付した電子ファイルの送付が必要と判断される場合には、対応いたしますのでご連絡ください。
- (3) 添付ファイルの容量制限のために電子メールでの送信ができない場合は、支援機関窓口にご相談ください。
- (4) 電子データは、別紙3「表1 応募申請書類一覧」で指定したファイル名で作成してください。
- (5) 添付ファイルの容量制限等、事情により電子メールでの提出が困難な場合は、支援機関窓口へ事前に連絡した上で、応募申請書類の紙資料（添付資料4および6以外を各1部）およびすべての電子データを記録した電子記録媒体（CD-R／DVD-R、1枚）を送付してください。
- (6) 提出するCD-R／DVD-Rは、表面に必ず手書きまたは印刷で「SHIFT 事業 支援機関応募申請書類」および「法人名」、「作成日」を記載してください（ラベルは貼らないこと）。
- (7) 紙応募する場合は、宛名面に「SHIFT 事業 支援機関応募申請書類」と記載し、配達記録が残る方法で提出してください。

＜提出先＞

一般財団法人省エネルギーセンター
SHIFT 事業 支援機関窓口
E-mail : shift_eccj@eccj.or.jp
〒108-0023 東京都港区芝浦 2-11-5

※支援機関窓口は、応募申請書類を受領後、応募した法人等の連絡窓口担当者に応募受付の電子メールを送付します。応募申請書類の提出後 3 日が経過しても、応募受付の電子メールが届かない場合は、支援機関窓口に電子メールにて、お問い合わせください。

4.7 採択の結果

支援機関窓口は、応募申請書類を審査した後、3月 18 日（水）に、応募した法人等の連絡窓口担当者に採択の結果を電子メールで連絡します。採否連絡の電子メールが万一届かない場合は、3月 23 日（月）までに支援機関窓口へ電子メールにて、お問い合わせください。

副支援機関の登録申請がある場合、副支援機関となる法人等の担当者には電子メールを送付しませんので、支援機関より副支援機関に連絡してください。

なお、審査、採択の結果に対するご意見およびお問い合わせには対応いたしません。

3月 19 日（木）には、登録された支援機関のリストを環境省の SHIFT 事業の Web サイト等に公開します。

4.8 登録内容の変更

支援機関として登録後に、支援責任者や副支援機関の追加登録、申請内容に変更等が生じた場合は、提出した応募申請書（エクセルファイル）に追加・変更箇所を朱字で示し、様式を変えずに再提出してください。また、必要に応じて添付資料（PDF）を提出してください。原則、電子メールに電子ファイルを添付し、支援機関窓口（登録後：E-mail:shift@eccj.or.jp）に送付してください。

4.8.1 追加登録の申請

支援責任者や副支援機関の追加登録申請を行う場合は、提出された書類の審査に 2 週間程度を要します。審査結果は電子メールにより通知します。

＜追加登録の申請期間＞

5月 7 日（木）～9月 30 日（水）

4.8.2 内容変更の申請期限

支援機関として登録した内容に変更が生じた時点から一か月以内に、支援機関窓口へ変更を申請してください。

4.9 その他ご協力のお願い

支援機関として登録された場合は、SHIFT 事業の円滑な運営に関わる下記取組へのご協力をお願いいたします。

4.9.1 支援機関連絡会への参加

支援機関の相互交流や支援水準の向上を図るため、すべての支援機関にご参加いただく連絡会を開催いたします。登録された支援機関には開催の連絡をいたしますので、参加をお願いいたします。

4.9.2 現地調査、事例紹介等への協力

支援事業の現状・課題把握のために、事業者の了承が得られた場合に現地踏査に同行し、支援状況の確認や支援機関、事業者へのヒアリングを実施させていただく場合があります。

また、支援結果については、環境省において効果的な CO₂ 削減対策の取りまとめ、CO₂ 削減対策としての削減余地の把握・普及広報等に活用していきます。支援事業に採択された事業者には、支援対象工場・事業場について、個別に事例紹介のお願いをする場合があります。事業者の意向の確認を含め、ご協力ををお願いいたします。

4.9.3 アンケート等への協力

支援等の完了後、支援責任者の方々にアンケートやヒアリングを実施する場合がありますので、ご協力ををお願いいたします。

4.9.4 支援機関窓口確定後の変更への協力

支援機関および支援機関窓口の業務は、当該事業の支援機関窓口確定時に変更の必要な事項が発生する可能性があります。その場合には、ご協力ををお願いいたします。

※当該事業の支援機関窓口は、令和 8 年 4 月初旬に決定されます。

5. 問い合わせ先

お問い合わせは、下記宛に電子メールでお願いします。

一般財団法人省エネルギーセンター

SHIFT 事業 支援機関窓口

E-mail : shift_eccj@eccj.or.jp

個人情報の取り扱いについて

応募申請書類にご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、一般財団法人省エネルギーセンターが、記入いただきました個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取り扱います。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入くださいますようお願いいたします。

ご記入いただいた個人情報は、以下の目的のために利用します。

- (1) 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO₂化加速事業（SHIFT事業）における支援機関の選定
- (2) 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO₂化加速事業（SHIFT事業）に関する連絡

ご記入いただいた個人情報は、次のとおり取り扱います。

- (1) 利用目的の達成のために、「SHIFT事業」の委託元である環境省に提供いたします。
- (2) 利用目的の範囲を超えて、お客様の個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。
- (3) 個人情報を取り扱う業務を外部事業者に委託する予定はありません。
- (4) 利用目的終了後は廃棄いたします。

【個人情報の取り扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記窓口までご連絡ください。

一般財団法人省エネルギーセンター

SHIFT 事業 支援機関窓口

E-mail : shift_eccj@eccj.or.jp

【支援機関窓口の本件に関する個人情報保護管理者】

調査部長 藤井昌直

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 当社（当法人）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき、または当社（当法人）の役員等（代表者（支店、営業所等の代表者も含む）、理事等、経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等している。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

応募申請書類の留意点

支援機関窓口の Web サイト（<https://www.eccj.or.jp/shift07/index.html>）から応募申請書様式の電子ファイル（https://www.eccj.or.jp/shift08/R8shienkikan_youshiki.xlsx）をダウンロードして、以下の①～⑦の様式に必要事項を記入し、⑧～⑬のうち提出が必要な資料の写しを添付して応募申請書類を作成してください。

応募申請書様式や添付資料に付けてある名称や番号は、提出に該当しないものがあっても変更せず、表 1 に記載してある名称・番号のままとしてください。

法人名や所在地等は、自動的に参照入力される部分がありますが、不都合がありましたら手入力で修正してください。

以下に書類①～⑬それぞれの作成時の留意点を記します。

応募申請書類一覧を表 1 に挙げます。表中の○は「提出が必須」、△は「該当する場合は提出」、一は「不要」を示します。令和 7 年度に SHIFT 事業の支援機関として登録していた法人等は「更新申請」に必要な書類を提出してください。副支援機関となる法人等の資料は、主たる支援機関となる法人等がまとめて提出してください。

表1 応募申請書類一覧

応募申請書様式・添付資料名	応募形態				電子データ 指定ファイル名 (形式) ※8	紙資料(紙応募の場合)
	新規申請	更新申請	追加登録申請 副支援機関	支援責任者		
①様式 1	応募申請書	○	○	—	—	応募申請書様式 R8shienkikan_youshiki.xlsx (Excel)
②様式 1 別紙 1 (代表機関)	支援機関となる法人等に関する事項	○	○	—	—	
③様式 1 別紙 2 (副支援機関)	副支援機関となる法人等に関する事項	△ ※1	△ ※1	○ ※6	—	
④様式 1 別紙 3	SHIFT 事業の支援機関リスト (対応可能地域、業種、システム・設備、提案類型)	○	○	—	—	
⑤様式 2 別紙 1	支援責任者候補の経歴と実績	○	○	—	○ ※7	
⑥様式 3-1 (代表機関)	秘密保持誓約書	○	○	—	—	
⑦様式 3-2 (副支援機関)	秘密保持誓約書	△ ※1	△ ※1	○ ※6	—	
⑧添付資料 1	直近 2 期分の決算書類 (財務諸表)	○	○	—	—	⑧財務諸表 (PDF)
⑨添付資料 2	業務概要がわかる資料 (パンフレット等)	○	△ ※2	○ ※6	—	
⑩添付資料 3	資格証	○	△ ※3	○ ※6	○ ※7	
⑪添付資料 4	診断報告書／省エネルギーに関する報告書	△ ※4	△ ※4	—	△ ※4	⑪報告書 (PDF)
⑫添付資料 5	雇用契約書 (正社員以外)	△	△	△	△	⑫雇用契約書 (PDF)
⑬添付資料 6	DX システムの概要を示す資料 (導入実績がある場合)	△ ※5	△ ※5	—	—	⑬DX 実績 (PDF)

※1 副支援機関を登録する場合に提出する。

※2 更新申請において、令和 7 年度 SHIFT 事業の支援機関の申請内容から変更がある場合に提出する。

※3 更新申請において、令和 7 年度 SHIFT 事業の支援機関の支援責任者であった者以外を支援責任者として登録する場合に提出する。

※4 DX 削減実行事業、システム改修事業、類似診断事業／ESCO 事業を診断事業の実績とする場合に提出する。更新申請の場合、令和 7 年度 SHIFT 事業の支援機関の申請内容から変更がある場合に提出する。

※5 DX 削減実行事業に対応可能であり、DX システム導入の実績がある場合に提出する。

※6 支援機関登録後、副支援機関を追加登録する場合に提出する。

※7 支援機関登録後、支援責任者を追加登録する場合に提出する。

※8 原則メールに添付する。紙で応募の場合は、電子データを記録した電子記録媒体（CD-R／DVD-R）も提出する。

【各書類の留意点】

① [様式 1] 応募申請書

- ・公募要領の別紙 1「個人情報の取り扱いについて」および別紙 2「暴力団排除に関する誓約事項」に同意した上で提出してください。
- ・[様式 1 別紙 1] の情報が自動的に参照入力されます。
- ・副支援機関となる法人等単独での応募はできません。

② [様式 1 別紙 1] 支援機関となる法人等に関する事項

- ・日付は公募要領に記載の公募期間内の日付を記載してください。
- ・13 行の法人番号は国税庁法人番号サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) で確認の上、記入してください。
- ・代表者役職・氏名、責任者部署・役職・氏名、連絡窓口担当者等を記入してください。
- ・連絡窓口担当者のメールアドレスはアンダーバーやハイフンの半角全角等、間違いないよう E-mail①に記載してください。連絡先として共通のメールアドレス（グループメールアドレス等）にも送付希望の場合は、E-mail②にそのメールアドレスも記載してください。そのままコピーして連絡用アドレスとして使用します。支援機関窓口から支援機関への連絡および支援機関から支援機関窓口への連絡は、原則として、本票に記載された「連絡窓口担当者」の方のみに限ります。支援機関窓口からの連絡事項は、連絡窓口担当者から法人等内の関係者および副支援機関の関係者へ伝達するようにしてください。また、連絡窓口担当者が変更になった場合は、前任者が応募申請書の [様式 1 別紙 1] の該当箇所を朱字で示し、再提出してください。
- ・採択時に、PR 文の公開を希望する場合は、句読点を含んで 100 文字以内で記載してください。100 文字を越えた部分は削除して公開されます。図表を入れることはできません。
- ・法人等の URL の公開を希望する場合は記載してください。空欄の場合は、「—」での公開となります。
- ・「DX 削減実行事業」に対応可能の場合は、その旨の記載も検討してください。空欄の場合は、「—」での公開となります。
- ・令和 4~6 年度 SHIFT 事業の計画策定支援を実施した件数を記載してください。
- ・令和 7 年度 SHIFT 事業の DX 削減実行事業を実施した件数を記載してください。
- ・SHIFT 事業の DX 削減実行事業、システム改修事業のいずれか、または両方の事業を支援いただく必要がありますので、各事業への対応可否を、対応可能であればブルダウンリストから「○」を、不可能であれば「—」を選択してください。
- ・支援責任者候補一覧には、登録を希望するすべての支援責任者候補名を記載してください。

③ [様式 1 別紙 2] 副支援機関となる法人等に関する事項

- ・副支援機関を登録する場合は、主たる支援機関となる法人等がとりまとめて提出してください。

- ・13 桁の法人番号は国税庁法人番号サイト（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）で確認の上、記入してください。
- ・代表者役職・氏名、責任者部署・役職・氏名、担当者等を記入してください。
- ・支援機関窓口からの連絡事項は、支援機関の連絡窓口担当者から副支援機関の関係者へ伝達されます。
- ・支援責任者候補の経歴と実績において、雇用形態は正社員か正社員以外かを選択してください。正社員以外の場合は、雇用形態の名称と雇用期間を記入してください。
- ・請負契約の方は、支援責任者として登録できません。
- ・資格名は取得している資格を選択（最大4資格まで複数選択可）してください。

④ [様式1別紙3] SHIFT事業の支援機関リスト

- ・本シートの内容は、そのまま「支援機関リスト」として公開されます。
- ・法人名、所在都道府県、URL、PR、DX削減実行事業の実績、計画策定支援の実績、対応可能事業は、[様式1別紙1]の情報が自動的に参照入力されますので、記載内容を確認してください。
- ・【対応可能地域】では、対応可能な地域は「○」を選択してください。地域で都道府県が限定される場合は「※」を選択し、その内容を備考欄へ記載してください。（例：●●地域では「●●県」は対応可能）対応可能ではない地域は「—」を選択してください。
- ・【対応可能業種】では、対応可能な業種についてプルダウンリストから「○」を選択してください。特に得意とする業種がある場合、最大3つについては「○」を選択してください。（3つより多く「○」が選択されていた場合は、支援機関窓口にてすべて「○」に修正しますので、ご注意ください。）対応可能ではない業種は「—」を選択してください。
なお、業種については環境省の「工場・事業場の脱炭素化実践ガイドライン2023」の第3章に記載の分類表等をご参照ください。
- ・【対応可能システム・設備】では、対応可能なシステム・設備についてプルダウンリストから「○」を選択してください。特に得意とするシステム・設備がある場合、最大3つについては「○」を選択してください。（3つより多く「○」が選択されていた場合は、支援機関窓口にてすべて「○」に修正しますので、ご注意ください。）対応可能ではないシステム・設備は「—」を選択してください。
- ・【対応可能提案類型】では、対応可能な提案類型についてプルダウンリストから「○」を選択してください。特に得意とする提案類型がある場合、最大3つについては「○」を選択してください。（3つより多く「○」が選択されていた場合は、支援機関窓口にてすべて「○」に修正しますので、ご注意ください。）対応可能ではない提案類型は「—」を選択してください。

⑤ [様式2別紙1] 支援責任者候補の経歴と実績

- ・登録を希望する候補者が複数名の場合は本シートをコピーし、支援責任者候補ごとに作成して提出してください。

- ・雇用形態は、正社員か正社員以外かを必ず選択してください。
 - ・正社員以外の場合、雇用形態の名称と雇用期間を記載してください。
 - ・請負契約の方は、支援責任者として登録できません。
 - ・資格名は、取得している資格を選択（最大 4 資格まで複数選択可）してください。
 - ・【年度別実績件数】は、令和 3 年度からの実績件数を記載してください。
 - ・【診断実績概要】は、登録を希望する支援責任者候補が、令和 7 年度の DX 削減実行事業、システム改修事業、令和 3~6 年度の計画策定支援、令和 4 年度の GR 事業の診断事業、令和 3 年度以降の類似診断事業／ESCO 事業で担当した代表的な案件を 3 件記載してください。その際、SHIFT 事業の実績を最優先で列挙し、次に GR 事業、最後に類似診断事業／ESCO 事業の実績を、それぞれ新しいものから記載してください。
- (1) 診断実績事業をプルダウンから選択してください。
- (2) DX 削減実行事業、システム改修事業、計画策定支援、GR 事業の診断事業の実績概要是、採択番号、受診事業者名、受診事業所名を記載してください。
- (3) 類似診断事業／ESCO 事業の場合は、令和 8 年度 1 月末までに完了している事業で、事業所の業種、診断概要を簡潔に記載してください。
- (4) 診断事業所の実施年度および CO₂ 排出量を記載してください。

※過去 5 年間で DX 削減実行事業、システム改修事業、計画策定支援、GR 事業の診断事業、類似診断事業や ESCO 事業の経験が 3 件に満たない場合、令和 2 年度の CO₂ 削減ポテンシャル診断事業について報告していただければ、認められる可能性があります。

⑥ [様式 3-1] ／ [様式 3-2] 秘密保持誓約書

- ・[様式 1 別紙 1] から情報が自動的に参照入力されますので、記載内容を確認し提出してください。
- ・副支援機関を登録する場合は、[様式 3-2] の記載内容も確認し、併せて提出してください。

⑦ [添付資料 1] 直近 2 期分の決算書類（財務諸表）

- ・財務諸表は支援機関となる法人名、会計期間が記載されているものを提出してください。
- ・決算書類が青色申告の場合、青色申告決算書（貸借対照表・損益計算書）を提出してください。

※設立後 2 年が経過していない法人等は、支援機関として登録できません。なお、分社化等により元の事業を継承している場合には、分社化等を証する書類（様式自由）と元の法人等の決算書類を提出してください。

⑧ [添付資料 2] 応募申請者の業務概要がわかる資料（パンフレット等）

- ・新規申請の場合は、応募申請者の業務概要がわかる企業パンフレットや会社（事業所）案内等を提出してください。Web サイトの画面の写しでも構いません。

- ・更新申請の場合は、令和 7 年度 SHIFT 事業の支援機関の申請内容から変更がある場合に提出してください（変更がなければ、提出不要です）。
- ・新規に副支援機関を登録する場合は、副支援機関となる法人等についても提出してください。

⑨ [添付資料 3] 資格証

- ・新規申請の場合は、【様式 2 別紙 1】の資格名欄で選択したすべての資格証の写しを提出してください。
- ・新規に副支援機関を登録する場合は、【様式 1 別紙 2】の資格名欄で選択したすべての資格証の写しを提出してください。
- ・資格は、申請時点で有効であることが必要です。所持している資格が 1 つで、年度の途中で失効する場合は、更新ができなければ、その時点で支援責任者としての登録は自動的に削除となります。更新した際は、新しい資格証の写しを提出してください。
- ・更新申請においては、令和 7 年度 SHIFT 事業の支援機関の申請内容から変更がある場合、および令和 7 年度の支援責任者であった方以外を支援責任者として登録する場合に提出してください（変更のない支援責任者については、提出不要です）。

⑩ [添付資料 4] 診断報告書／省エネルギーに関する報告書

- ・計画策定支援、GR 事業の診断事業、CO₂ 削減ポテンシャル診断事業の報告書は提出不要です。
- ・【様式 2 別紙 1】の【診断実績概要】において、DX 削減実行事業、システム改修事業や類似診断事業／ESCO 事業を選択した場合は、その実績と実施の内容が確認できる書類（報告書）を提出してください。なお、その報告書は、【様式 2 別紙 1】に記載した支援責任者候補が直接診断したものに限ります。
- ・報告書は以下の要件を満たし、詳細に記載されていることが必要です。なお、事業所名等、固有名詞を具体的に記載することが難しい場合は、「A 社」「B 社」と表記する等、可能な範囲で記載してください。
 - 1) 受診事業所を総合的に診断して対策を提案していること。
 - 2) 対策提案の効果計算は受診工場・事業場の実態を把握した上で論理的であり、後で再検証できる内容であること。
 - 3) 削減効果の計算根拠が明確であること。
 - 4) 対策提案の効果が、エネルギー使用量または原油換算使用量の削減、または CO₂ 削減量の数値で示されていること。
- ・更新申請の場合は、新たに支援責任者として登録する場合に提出してください。変更のない支援責任者についても、提出済の報告書が令和 2 年度以前のものである場合は、令和 3 年度以降の報告書を提出してください。
- ・報告書は電子データのみを提出してください（紙応募する場合は、報告書については印刷物ではなく電子データのみで結構です）。

※DX 削減実行事業、システム改修事業、類似診断事業や ESCO 事業で作成した報告書の内容において、省エネ・CO₂ 削減量の算定根拠が不明瞭なもの、削減効果が期待できないもの、記載不備の多々あるもの等、不十分な診断内容であると判断される場合は登録できません。

⑪ [添付資料 5] 雇用契約書

- ・[様式 2 別紙 1] に記載した方の雇用形態が正社員以外の場合、現時点の雇用契約書の写しを提出してください。
- ・副支援機関を登録する場合は、[様式 1 別紙 2] に記載した方の雇用形態が正社員以外であれば、現時点の雇用契約書の写しを提出してください。
- ・支援機関または副支援機関として登録後に、正社員以外の方の雇用契約に変更があった場合は、変更後の雇用契約書の写しを提出してください。

⑫ [添付資料 6] 導入した DX システムの概要を示す資料

- ・DX 削減実行事業に対応可能である法人等で、DX システム（EMS 等）の導入実績がある場合に提出してください。
- ・実績が複数件ある場合は、代表的な事例の資料を提出してください（パンフレットでも構いません）。
- ・資料は電子データのみを提出してください（紙応募する場合は、資料については印刷物ではなく電子データのみで結構です）。